

## 川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱

〔平成19年3月29日〕  
18川健庶第2755号

（目的）

第1条 この事業は、一次避難所での避難生活において何らかの特別な配慮を要する高齢者及び障害者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を、社会福祉施設等を利用した二次避難所に収容し保護することにより、何らかの特別な支援を実施し、要援護者の安定した避難生活を確保することを目的とする。

（実施主体）

第2条 実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とする。

（対象者）

第3条 次に掲げる者のうち、市内に居住する者でかつ、市災害対策本部健康福祉部長が認めた者（以下「要援護者等」という。）は、この事業により二次避難所に収容することができる。

- (1) 要援護者のうち、一次避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、二次避難所において何らかの支援を必要とする者
- (2) 前号に規定する要援護者の親族等で、二次避難所において当該要援護者と共に生活することにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者

（二次避難所）

第4条 この事業において、二次避難所とは、市と社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が、災害時に要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（第1号様式。以下「協定書」という。）により、二次避難所としての使用について協定を締結した社会福祉施設等及び市の指定した市営施設とする。

（協定の締結）

第5条 社会福祉施設等を二次避難所として使用するためには、市と法人等が、前条の規定による協定書を締結するものとする。

（要援護者等の受入手続）

第6条 市は、要援護者等の二次避難所への収容が必要となった場合には、要援護者等の受入れについて、要援護者等受入依頼書（第2号様式）により法人等に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（要援護者の移送）

第7条 要援護者等の移送については、原則、市が行うものとする。

（受入状況の報告）

第8条 要援護者等を受け入れた法人等は、その受入状況について、要援護者等受入状況報告書（第3号様式）により市に報告するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第9条 市は、要援護者等に係る日常生活用品、食糧、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 市は、要援護者等の支援に必要となる看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費負担)

第10条 二次避難所において、要援護者等が利用期間内に消費した消耗品等の経費については、市が負担するものとする。なお、消耗品等の範囲については、別表第1に定めるとおりとする。

(負担金の請求)

第11条 要援護者等を受け入れた法人等は、要援護者等が利用期間内に要した消耗品等の経費について、消耗品等費用請求一覧（第4号様式）により川崎市長（以下「市長」という。）あて請求するものとする。

(負担金の決定)

第12条 市長は、前条の規定に基づき、法人等が請求した内容を審査のうえ、負担の要否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき負担を決定した場合は、速やかに支出の手続きを行うものとする。

(運営計画の策定)

第13条 市及び法人等は、人員体制、連絡体制等、二次避難所の運営について協議のうえ、運営計画を策定するものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市及び法人等は、本事業を円滑に実施するために、関係機関との連携に努めるものとする。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、市と法人等との間で締結された協定については、この要綱の規定に基づき協定を締結したものとみなすものとする。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

品名
1 毛布
2 布団
3 折りたたみベッド
4 上着
5 下着（上・下）
6 紙おむつ
7 タオル
8 石鹸
9 シャンプー
10 ちり紙
11 歯磨き
12 医薬品
13 飲料水
14 食糧品
15 その他市災害対策本部健康福祉部長が認めたもの

## 第1号様式（第4条関係）

### 災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時に災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、\*\*（以下「乙」という。）の社会福祉施設等を要援護者の避難施設（以下「二次避難所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （対象者）

第2条 この協定において、二次避難所に収容できる者は、市内に居住する者でかつ、次に掲げる者のうち、市災害対策本部健康福祉部長が必要と認めた者（以下「要援護者等」という。）とする。

- (1) 要援護者のうち、一次避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、二次避難所において何らかの支援を必要とする者
- (2) 前号に規定する要援護者の親族等で、二次避難所において当該要援護者と共に生活することにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者

#### （避難施設）

第3条 二次避難所は、次に掲げる施設とする。

- (1) \*\*\*\* \* \*\*
- (2) \*\*\*\* \* \*\*

#### （施設の使用）

第4条 甲は、前条に規定する施設を二次避難所として使用するにあたり、川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱（以下「要綱」という）第6条に規定する要援護者等受入依頼書（第2号様式）により、乙に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

#### （要援護者の移送）

第5条 要援護者の移送については、原則甲が行うものとする。

#### （受入状況の報告）

第6条 第3条に掲げる施設の長は、その受入状況について、要綱第8条に規定する要援護者等受入状況報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

#### （物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護者等に係る日常生活用品、食糧、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者等を適切に介助できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費負担)

第8条 二次避難所において、収容期間内に要援護者等が応急的に消費した消耗品等の経費については、要綱第11条に規定する消耗品等費用請求一覧(第4号様式)により乙が甲に請求し、甲が負担するものとする。なお、消耗品等の範囲については、別表第1に定めるとおりとする。

(関係機関との連携)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は毎年度末とし、有効期限2か月前までに書面にて異議の申し出のない場合、甲乙双方に異議のないものとし、自動更新するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川崎市  
川崎市長

乙 (法人名)  
(代表者名)

別表第1 (第8条関係)

品名
1 毛布
2 布団
3 折りたたみベッド
4 上着
5 下着 (上・下)
6 紙おむつ
7 タオル
8 石鹸
9 シャンプー
10 ちり紙
11 歯磨き
12 医薬品
13 飲料水
14 食糧品
15 その他市災害対策本部健康福祉部長が認めたもの









## 消耗品等費用請求一覧

（請求先）

川崎市

（法人名）

（代表者名）

（施設名）

品名	使用量		価格	
	単位	数量	単価	金額
毛布（※1）				
布団				
折りたたみベッド				
上着				
シャツ（婦人）				
シャツ（紳士）				
パンツ（婦人）				
パンツ（紳士）				
紙オムツ（大人）				
タオル				
石鹸				
シャンプー				
ちり紙				
歯磨き				
医薬品（※1）				
飲料水（※1）				
災害用食料（※1）				
その他（※2）				
合計				

※1 食料、飲料水、毛布、医薬品は、一次避難所から市が原則的に搬入しますが、緊急的に施設で対応した場合の請求です。

※2 上記の日常生活に最低限必要とするものを想定しておりますが、その他については、利用形態等の特殊性を考慮し、川崎市と各法人等が協議をし、川崎市が緊急措置として認めたものとししますので、御理解くださいますようお願いいたします。